

弁護団声明

令和7年（2025年）5月14日

スルガ銀行不正融資被害弁護団

（略称：S I 被害弁護団）

団長弁護士 河 合 弘 之

団長弁護士 山 口 廣

副団長弁護士 谷 合 周 三

副団長弁護士 紀 藤 正 樹

副団長弁護士 松 尾 慎 佑

事務局長弁護士 五 十 嵐 潤

昨日5月13日、スルガ銀行株式会社（以下「スルガ銀行」といいます。）は、金融庁から銀行法第24条1項に基づく報告徴求命令を受領した旨を公表した。同公表によれば、金融庁から報告を求められているのは、アパマン問題に関し全ての債務者の個別解決に至っておらず、解決に向けた取組みが長期化している理由及び期限等を示すこと、および、今後の早期解決を図っていくための具体的改善策を示すこと、とのことである。

そもそも、スルガ銀行は、2018年9月7日の第三者委員会報告書で同行の不正融資問題の実態が明らかにされ、同年10月5日には金融庁から健全かつ適切な業務運営の確保のため「投資用不動産融資に関して、金利引き下げ、返済条件見直し、金融ADR等を活用した元本の一部カットなど、個々の債務者に対して適切な対応を行うための体制の確立」を含む業務改善命令を受けたにもかかわらず、シェアハウス融資は解決したものの、アパマン融資については全く解決をしてこなかった。

当弁護団はアパマン融資にかかる不正融資被害救済のために2021年5月に結成し、以来4年にわたり交渉および調停手続きにおいてスルガ銀行に対し不正融資の実態に即した早期解決を求めてきた。ところがスルガ銀行は、本件の本質がシェアハウスと同様にスルガ銀行の組織的な不正が背景にあるにもかかわらず、各案件に共通の問題を無視して固有の事情を個別に検討すべきとの立場にことさら固執し、かつ、融資経緯等の解明に協力する具体的姿勢を示そうとしていない。この後ろ向きの立場・姿勢こそが、アパマン融資にかかる不正融資被害事件の早期解決を遅らせている最大の要因である。

このようなスルガ銀行の後ろ向きの姿勢に対し、業務改善命令を発出している金融庁が銀行法に基づく報告徴求命令を発するのは当然であり、むしろ遅すぎる対応とすらいえる。

昨日の報告徴求命令を受けてスルガ銀行は新たな支援策も検討するようであるが、当弁護団はスルガ銀行に対し、本件問題が解決せずに長期化している要因が各案件に固有の事情を個別に検討すべきとの立場に固執し、かつ、融資経緯等の解明に具体的に協力していないことにあることを再度認識したうえで、早期の抜本的救済を決断するよう強く求める。

また、金融庁に対しても、報告徴求命令を経てさらにスルガ銀行に対し早期の抜本的救済をさせるべく、以下の事項を求める。

- ① 不正に関与した行員の氏名および処分理由の全面開示を指示し早期解決を促すこと
- ② 証拠隠滅行為に対する処分および是正命令の発出
- ③ アパマン融資に関する包括的救済命令の発出
- ④ 係争中被害者への支払督促行為の即時停止の命令
- ⑤ 現行の業務改善命令違反に対する再命令・制裁措置

以上